

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第33号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(納付の時期及び方法の特例)			(納付の時期及び方法の特例)		
<p>第2条 条例第4条ただし書の規定により、次の表の中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる納付の時期に納付するものとする。</p>			<p>第2条 条例第4条ただし書の規定により、次の表の中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる納付の時期に納付するものとする。</p>		
条例別表の項	手数料の名称	納付の時期	条例別表の項	手数料の名称	納付の時期
(略)			(略)		
<u>434の6の項</u>	(略)		<u>434の2の項</u>	(略)	
<u>434の7の項</u>	(略)		<u>434の3の項</u>	(略)	
<p>2 条例第4条ただし書の規定により、次の表の右欄に掲げる手数料は、現金により納付するものとする。</p>			<p>2 条例第4条ただし書の規定により、次の表の右欄に掲げる手数料は、現金により納付するものとする。</p>		
条例別表の項	手数料の名称		条例別表の項	手数料の名称	
(略)			(略)		
<u>434の6の項</u>	(略)		<u>434の2の項</u>	(略)	
<u>434の7の項</u>	(略)		<u>434の3の項</u>	(略)	
(略)			(略)		
<p>別表第2 (略)</p>			<p>別表第2 (略)</p>		
条例別表の項	手数料の名称		条例別表の項	手数料の名称	
(略)			(略)		
433の項	(略)		433の項	(略)	
<u>433の2の項</u>	<u>教育職員普通免許状又は教育職員特別免許状の有効期間の更新申請手数料</u>				
433の3の項	教育職員普通免許状又				

	<u>は教育職員特別免許状の有効期間の延長申請手数料</u>		
434の項	(略)	434の項	(略)
<u>434の2の項</u>	<u>免許状更新講習修了確認申請手数料</u>		
<u>434の3の項</u>	<u>免許状更新講習の課程を修了した後一定の期間内にあることについての確認申請手数料</u>		
<u>434の4の項</u>	<u>免許状更新講習修了確認期限の延期申請手数料</u>		
<u>434の5の項</u>	<u>免許状更新講習免除認定申請手数料</u>		
444の項	(略)	444の項	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。